



群馬労働局の取組 トピックス

(子育てサポート企業「くるみん認定」特集)



発信者 雇用環境・均等室

○群馬労働局の取組をトピックスで紹介します。お役立ち情報を載せていますので、ぜひ貴法人・機関、会員の皆様にもご活用いただけるようお願いいたします。この情報は群馬労働局HP（新着情報）にも掲載しています。

○ご不明な点は、**雇用環境・均等室**までお問い合わせください。(027-896-4739)

① 令和4年4月1日から子育てサポート企業「くるみん認定」が変わりました

改正後の「くるみん」と認定基準

●くるみん認定

認定基準とマークが改正されました。新くるみんマークは、「おくるみ」の色が淡いピンク色です。

男性の育児休業等の取得に関する認定基準

次のいずれかを満たしていること。

- ・男性労働者のうち育児休業等を取得した者の割合が**10%**以上であること。
- ・育児休業等を取得した者および企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者の割合が、合わせて**20%**以上であり、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。

(注1) 当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していることが必要です。

(注2) 労働者数300人以下企業の特例あり



●トライくるみん認定

新たにスタートしたする認定制度です。トライくるみんマークは、「おくるみ」の色が淡い黄緑色です。

男性の育児休業等の取得に関する認定基準

次のいずれかを満たしていること。

- ・男性労働者のうち育児休業等を取得した者の割合が**7%**以上であること。
- ・育児休業等を取得した者および企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者の割合が、合わせて**15%**以上であり、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。

(注) 労働者数300人以下企業の特例あり



●プラチナくるみん認定

認定基準が改正されました。マークの変更はありません。

男性の育児休業等の取得に関する認定基準

次のいずれかを満たしていること。

- ・男性労働者のうち育児休業等を取得した者の割合が**30%**以上であること。
- ・育児休業等を取得した者および企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者の割合が、合わせて**50%**以上であり、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。

(注1) 労働者数300人以下企業の特例あり

(注2) プラチナくるみんを取得した企業は、その後の行動 計画策定・届出の代わりに「次世代育成支援対策の実施状況」について毎年少なくとも1回、公表日の前事業年度の状況を「両立支援のひろば」で公表する必要があります。



●くるみんプラス認定、トライくるみんプラス認定、プラチナくるみんプラス認定（新設）

「くるみん」認定企業が、不妊治療と仕事との両立にも取り組む場合に付与する認定マークです。3種類のくるみに追加して、「くるみんプラス」「トライくるみんプラス」「プラチナくるみんプラス」と称し、以下のマークとなります。



○ 認定のメリット

群馬労働局では、令和3年度までにくるみん認定については**59社**、プラチナくるみん認定については**7社**を認定しています（いずれも令和3年度までの基準）。

認定を受けた企業は、子育てサポート企業としてそれぞれの認定マークを商品、広告、求人広告などに付け、子育てサポート企業であることをPRすることができ、この結果、企業イメージの向上や、優秀な労働者の採用・定着を図ることができます。

是非「子育てサポート企業」として認定を申請してください。



厚生労働省ホームページ

※ くるみん認定等に関する認定基準等の詳細は**厚生労働省ホームページ**よりご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/kurumin/index.html

※ 「両立支援のひろば (<https://ryouritsu.mhlw.go.jp/>) 」

は、厚生労働省が運営するウェブサイトです。

- ・一般事業主行動計画を公表する「一般事業主行動計画公表サイト」
- ・自社の両立支援の取組状況をチェックし、その結果を踏まえ一般事業主行動計画を作成できる「両立診断サイト」
- ・企業や労働者向けのお役立ち情報など、職場で両立支援を進めるための各種情報を検索・閲覧できます。ぜひご活用ください。



両立支援雄のひろば

【お問い合わせ・認定申請先】

くるみん認定等に関するお問い合わせや申請等の窓口は、**群馬労働局雇用環境・均等室**です。

〒371-8567 前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8階

TEL 027-896-4739

<群馬労働局の取組 トピックスコーナー>

https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/topics.html



トピックスのバックナンバーはHPを見てね！

